

1 開催日 平成30年8月31日（金）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第52号 教育長職務代理者の指名の順位について

日程第3 市教委第53号 平成31年度使用高等学校用教科書の採択について

日程第4 市教委第54号 高知市学校支援地域本部事業推進委員会委員の委嘱等について

日程第5 市教委第55号 高知市工石山青少年の家指定管理者審査委員会委員の委嘱等について

日程第6 市教委第56号 高知市立自由民権記念館指定管理者審査委員会委員の委嘱等について

日程第7 市教委第57号 高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について

報告 ○第465回市議会定例会に提案した予算及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について

4 出席者

(1) 教育委員会	2番委員（教育長職務代理者）	谷 智子
	3番委員	西 森 やよい
	4番委員	野 並 誠 二
	5番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	教育次長	弘 瀬 健一郎
	教育次長	高 岡 幸 史
	教育政策課長	和 田 典 子
	教育政策課教育企画監	和 田 広 信
	学校教育課長	溝 渕 隆 彦
	教育環境支援課長	岩 原 圭 祐
	生涯学習課長	池 上 哲 夫
	民権・文化財課長	山 岡 奈穂子
	少年補導センター所長	金 井 伸 也
	教育政策課長補佐	吉 本 忠 邦
	教育政策課総務担当係長	神 岡 純 子
	スポーツ振興課スポーツ振興担当係長	北 添 地 平
	学校教育課指導主事	掛 水 さおり
	教育政策課指導主事	高 尾 めぐみ
	教育政策課主任	北 岡 美 樹

1 平成30年8月31日（金） 午後3時00分～午後4時05分
（たかじょう庁舎5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後3時00分

谷教育長職務代理者

ただいまから、第1208回高知市教育委員会8月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は野並委員、お願いいたします。

野並委員

はい。

谷教育長職務代理者

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第52号「教育長職務代理者の指名の順位について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

教育長職務代理者の指名の順位についてご説明いたします。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項には、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ指名する教育委員会委員がその職務を行うことが規定されております。平成27年12月23日に横田教育長が就任された際には、谷教育委員会委員があらかじめ教育長職務代理者として指名されておりました。この度、教育長の辞職を受け、谷教育委員会委員に職務の代理をしていただいておりますが、教育長職務代理者に事故があるとき、又は欠けたときに職務を行っていただける方は決まっておりません。このため、危機管理上の観点から緊急の事態にも即応できる体制とするため、教育長が不在となっている期間に限って、教育長職務代理者の指名について順位を定めようとするものです。

案としては、1番目を西森委員、2番目を野並委員、3番目を森田委員としております。これは、教育委員会委員の在職年数が長い委員さんから順番にした順位となっております。

谷教育長職務代理者

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

谷教育長職務代理者

特にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第52号「教育長職務代理者の指名の順位について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

谷教育長職務代理者

ご異議なしと認めます。よって市教委第52号は原案のとおり決しました。

谷教育長職務代理人

日程第3 市教委第53号「平成31年度使用高等学校用教科書の採択について」を議題とします。

審議に入る前に確認です。森田委員が中学・高校家庭科の一部の教科書の執筆や監修に携わっておられます関係で、家庭科分野の教科書採択に係る審議に限り、ご退席いただくようになります。

家庭科分野の教科書採択について審議が始まります前に森田委員にはご退席いただき、審議が終わった時に席にお戻りいただくということにしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

委員一同

【異議なし】

谷教育長職務代理人

それではまず家庭科以外の教科分野に係る教科書の採択について、事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

市教委第53号「平成31年度使用高等学校用教科書の採択について」ご説明いたします。高等学校ということですが、本市におきましては高知商業高校のことになります。資料といたしまして、お手元の平成31年度使用高等学校用教科書採択資料をもとに説明いたします。

それではまず、家庭科以外の教科書採択についてご説明させていただきます。1ページをご覧ください。「高知市立高等学校教科書採択の流れ」を示しています。

1として、高等学校で使用する教科書の採択方法は、小・中学校における採択方法とは異なり、教科書無償措置法による法律上の具体的な定めはなく、各学校の実態に則して各学校が採択委員会を組織し、教科書の発行者から送られてきます見本を基に、各教科担当で意見を集約し、選定理由書を作成いたします。

2として、学校が作成した選定理由書を基に、教育委員会事務局が採択案を作成します。平成31年度新たに使用する教科書は、全日制の1点のみとなります。次のページにて詳細を説明いたします。

3として、教育委員会事務局が作成した採択案を、教育委員会の職務権限として教育委員会で決定することになります。

次に、2ページから3ページに「平成31年度使用高等学校教科書（案）」がございます。全日制の課程が2ページから3ページの中段までとなります。3ページの中段から下段にかけては定時制の課程となります。

先ほど申しました、平成31年度新たに使用する教科書は網かけでお示ししております通し番号38番「コミュニケーション英語Ⅲ」数研出版でございます。それ以外は、昨年と同じ教科書を使用するものです。この案は、5ページから6ページの教育課程表から履修する科目に応じた教科書を採択することになります。

31年度新たに使用を予定しております英語の1教科について変更した説明をさせていただきます。12ページをご覧ください。1番上の欄に記載しております「コミュニケーション英語Ⅲ」につきましては、昨年まで三省堂の教科書を使用しておりましたが、社会マネジメント科においては、数研出版の教科書に変更するものです。

社会マネジメント科は、「英語力を付け、世界や地域に目を向け、学んだことを実践できる人材を育成すること」を目標としている学科でございます。

選定理由の欄をご覧ください。選定した理由として3点ご説明します。1点目は、段階を踏んで表現力・発信力が身につけられる企画・構成となっており、英語の4技能を学べ受験に対応できる表現力や発信力を養えられる点です。2点目は、グローバルに活躍するために読んでおきたい題材で構成されており、生徒が自分自身は何ができるかを考え、発信することを目指した題材が選ばれている点です。3点目は、本文の各パートで自分の言葉で内容を説明するための活動があり、そこで培った発信力を学期ごとに披露・評価するための構成となっている点です。社会マネジメント科

の人材育成の目標に合っていると判断いたしました。以上の理由から、今回教科書を変更するものです。

以上の選定理由による1点の新しい教科書を含め、家庭科を除く31年度使用を予定している全日制59点、定時制22点の教科書採択につきまして、ご検討の上、ご決定をお願いします。

谷教育長職務代理者

この件に関しまして、質疑等ございませんでしょうか。

西森委員

31番から38番までがコミュニケーション英語という科目のようなのですが、情報マネジメント科の学生は1年生、2年生の時にコミュニケーション英語ⅠとⅡをとって、社会マネジメント科は3年生の時だけコミュニケーション英語をやるという構成の授業なんですか。1年生から3年生までずっとコミュニケーション英語をやるということではなくて、1学年だけ使う学科と、2学年かけてやる学科とそれぞれ教科書が違ってというイメージなんですか。

学校教育課指導主事

通し番号33番の学科・学年という欄をご覧ください。1年生の社会マネジメント科はコミュニケーション英語Ⅰを履修するようになっていきます。学科が省略した表記になっており資料が分かりにくいですが、1年から3年生までを通して社会マネジメント科ではコミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを使うようになっていきます。

森田委員

社会マネジメント科の方は1年生、2年生の時に桐原書店を使い、3年生になって数研出版さんを使用するということになるんですね。桐原書店さんに比べて何がどうだったかという話は聞いておられますか。

学校教育課指導主事

3年生になると総合的な復習という形で本来でしたら桐原書店を使うところですが、先ほどの説明にもありましたように、復習というところで4技能に強化している内容であるということと、社会マネジメント科が英語力を身につけて国際的なグローバルな視野をとるところで、教科書を選定した際に、題材としてグローバルな題材が多いということで数研出版に決めたという話を聞いております。

谷教育長職務代理者

他にはよろしいでしょうか。特にご意見がないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。家庭科以外の教科分野に係る教科書の採択については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

谷教育長職務代理者

それでは続いて家庭科分野の教科書採択に関する審議を行いますので、森田委員はご退席いただきますようお願いいたします。

(森田委員退室)

谷教育長職務代理者

それでは、事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

続きまして、家庭科の教科書採択についてご説明させていただきます。4ページの平成31年度使用高等学校教科書(案)をご覧ください。

全日制，定時制ともに昨年と変更はなく，同じ教科書となっております。ご承認をお願いいたします。

谷教育長職務代理者

この件に関しまして，質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

谷教育長職務代理者

特にご意見がないようですので，この件の質疑を終了し，採決に移ります。家庭科の教科書採択については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

谷教育長職務代理者

ご異議なしと認めます。よって市教委第53号は原案のとおり決しました。それでは，これ以後の議案審議につきまして森田委員にお戻りいただきます。

(森田委員入室)

谷教育長職務代理者

日程第4 市教委第54号「高知市学校支援地域本部事業推進委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課教育企画監

市教委第54号「高知市学校支援地域本部事業推進委員会委員の委嘱等について」ご説明いたします。現在，高知市学校支援地域本部事業には高知市立学校18校で実施していただいております，学校行事や子供たちの教育活動に保護者や地域の方々が参画され，大変好評であると聞いております。

本事業を円滑に実施するため，高知市学校支援地域本部事業推進委員会を附属機関として設置しております。平成30年9月30日をもって任期満了となる委員がいらっしゃることから，新たに委員の委嘱又は任命を行うものです。

資料6 ページの一覧表にあります方々が，平成30年10月1日から平成32年9月30日までの2年間の任期で委員として願うする方々です。備考欄に，新規と記載のある方は，今回，初めて願うする方となります。

次に，資料7 ページをご覧ください。10番の委員については平成29年2月1日から平成31年1月31日までの任期となっております。これは，平成28年9月29日に開催されました教育委員会定例会において提案させていただいたときに一定ご承認いただきましたが，委員の人数や構成等についてご意見をいただいたことから，1名の委員を追加するため改めて平成29年1月31日の教育委員会定例会において提案させていただきご承認いただいた経過があり，任期の期間にずれが生じております。

人数等，まず男性と女性の割合ですが，男性5名，女性5名となっております。

また，委員構成の大まかな役職で申しますと，学識経験者1名，保護者・地域関係者3名，学校関係者1名，行政関係者5名ということになります。行政関係者5名につきましては，福祉，学校教育，人権教育等，幅広い視点からご意見いただけるものと期待しております。

谷教育長職務代理者

この件に関しまして，質疑等ございましたらお願いいたします。

西森委員

この委員会は役職といたしますか、こういった目的を有する委員会なのですか。

教育政策課教育企画監

委員会の目的は、18校で事業を展開していただいておりますが、高知市として本事業を展開していく上でこういった効果があるのではないかと、こんなやり方もあるのではないかとのご意見をいただく会となっております。

谷教育長職務代理人

支援地域本部事業に地域のボランティアを入れたらという意見が前回ありましたが、今回そういう関連の方を入れてくださったんですね。

教育政策課教育企画監

ボランティアとしての立場で追加している方が10番の方です。今回新たに保護者として、また学校のコーディネーター、いわゆるボランティアの方々を統括していただく方として5番の方に入っているの、より明確なご意見をいただけるのかなというところです。

谷教育長職務代理人

他にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第54号「高知市学校支援地域本部事業推進委員会委員の委嘱等について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

谷教育長職務代理人

ご異議なしと認めます。よって市教委第54号は原案のとおり決しました。

日程第5 市教委第55号「高知市工石山青少年の家指定管理者審査委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長

高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき、公の施設の指定候補者の選定に係る審査を行うため、高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則第3条に基づき、委員の委嘱又は任命について諮るものです。

今回の審査対象施設は、高知市工石山青少年の家でございます。9ページをご覧ください。今回、委嘱又は任命を予定しております審査委員会委員名簿でございます。

名簿の上から、加藤勝巳総務部副部長、田村弘樹財務部副部長、高岡幸史教育次長は、同規則第3条第2項によるものでございます。

次に、同規則第3条第1項の「対象施設に関して専門的な知識又は識見を有する委員」として委嘱する方4名のご説明をいたします。

4番の楠本照夫さんは「指定管理者選定手続ガイドライン」により、選任する者のうち1名は「応募団体の財務状況等の審査の専門性向上のため、税理士・公認会計士等の専門的知識を有する者を選任すること」とされていることから、四国税理士会から推薦をいただいた方でございます。

5番の森本忠彦さんは高知県展の理事長であり、また元の土佐山村教育長であります。地元土佐山地区の社会教育や文化活動等について知識を有する者として選任するものです。

6番の藤田清美さんは高知市青少年育成協議会の理事をされており、また高知市小中学校PTA連合会の事務局として、子供たちの健全な育成のために学校や地域の方々と協力して様々な取組をされており、青少年の健全な育成について知識を有するものとして選任するものです。

最後に、杉村高晴さんは、高知市子ども会連合会の会長として異なる年齢の子供たちが一緒になって遊ぶことで、子供たちの自主性を育てる活動を実践されており、工石山青少年の家も毎年行事

で利用していただいております、青少年の健全な育成について知識を有する者として選任するものでございます。

委嘱期間は、一回目の審査を行う平成30年10月12日から平成31年3月31日までの予定です。

谷教育長職務代理者

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

谷教育長職務代理者

特にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第55号「高知市工石山青少年の家指定管理者審査委員会委員の委嘱等について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

谷教育長職務代理者

ご異議なしと認めます。よって市教委第55号は原案のとおり決しました。

日程第6 市教委第56号「高知市立自由民権記念館指定管理者審査委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

民権・文化財課長

資料10ページ、11ページの市教委第56号「高知市立自由民権記念館指定管理者審査委員会委員の委嘱等について」ご説明します。

高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき、公の施設の指定候補者の選定に係る審査を行うために、高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則第3条の規定に基づき、委員を委嘱又は任命するものです。

委員の任期は、辞令交付の日から平成31年3月31日までとなります。

工石山青少年の家と同様に、7人の方に委嘱等を行います。委員の選任に当たりましては、「高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則」によりまして、学識経験者4人、本市職員3人の構成となっております。

本市職員3人は、同条例施行規則による充て職となっております。学識経験者は、4番の四国税理士会高知支部常務理事の楠本照夫氏、5番の高知県立高知城歴史博物館館長の渡部淳氏、6番の高知SGG善意通訳クラブ会長で高知市立自由民権記念館協議会委員の木下くみ子氏、7番のサンライズホテル専務取締役で高知商工会議所副会頭の古谷純代氏の4人となっております。

なお、女性委員につきましては、7人中2人で、28.6%となっております。

谷教育長職務代理者

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします

西森委員

議題55号の方とメンバーを比較させていただくと、工石山であるとか青少年の家とうたっていることもあり、6番、7番の方とかは特に青少年のご見識のある方という感じで構成されているようにお見受けしました。議題56号については、青少年関係の方があえて入っていない感じがするのですが、自由民権記念館も青少年にとって非常に有益な施設だと思うので、多分どなたかが子供たちの立場でのことをお話になると思うのですが、それは教育次長が担われる感じになるということでしょうか。

民権・文化財課長

そういうことになります。

谷教育長職務代理人

6番の木下くみ子さんですが、自由民権記念館協議会と自由民権記念館指定管理者審査委員会と、どのようにどうつながっているのですか。

民権・文化財課長

高知市立自由民権記念館協議会は審議会としての役割を持ってしまして、年一回、自由民権記念館に関しての運営等に関する協議をしていただく団体、協議会となっております。

今回は、指定管理者を選定する指定管理者運営委員という立場で入っていただいています。

谷教育長職務代理人

記念館協議会委員が指定管理者の審査を行うというところに問題はないのですか。

民権・文化財課長

はい、問題はございません。内容をよくご存じの方に行っていただく事について問題はございません。

森田委員

7番の方が指定管理者を決めるところの見方としては、商業的な目やビジネスの目で見てくださるということですか。

民権・文化財課長

経営的な目でということです。

谷教育長職務代理人

他によろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

谷教育長職務代理人

特にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第56号「高知市立自由民権記念館指定管理者審査委員会委員の委嘱等について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

谷教育長職務代理人

ご異議なしと認めます。よって市教委第56号は原案のとおり決しました。

日程第7 市教委第57号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

少年補導センター所長

資料12ページ高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等についてご説明を申し上げます。高知市少年補導センター設置条例第5条に基づき、教育・青少年の健全育成に関わる関係機関・団体等から推薦していただき、24名の委員を委嘱等させていただいております。

今回の委嘱は任期中の委員から辞退の申出があり、委員の交代をするものでございます。

交代する委員は3名でございます。13 ページ 1 番の高知市PTA連合会会長の前田修一さんと3番の高知市教育研究会会長の森一正さんですが、4月の時点では決定されておりましたが、総会にて副会長が決まりましたので、それぞれ女性の副会長の関田浩美さん、岡林宏枝さんに交代していただくようお願いしたものです。

2番の川北恭弘さんは高知県高等学校PTA連合会の会長交代によるものでございまして、小串和久会長に交代します。

今回の委嘱によりまして、女性の運営委員は3名から5名になりました。なお、関田副会長は過去に平成15、16、17、28、29年と5年間、運営委員を務めていただいております。

委員の委嘱期間は高知市少年補導センター設置条例第5条第3項に基づき、前任者の残任期間である3月31日まででございます。

谷教育長職務代理者

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

西森委員

2番の方が会長を交代されるのではというのわかりました。1番と3番の方は、その時点で副会長が決まっていなかったことで、会長が副会長にお譲りになる感じということかなと思ったのですが、そんな感じですか。

少年補導センター所長

委員24名中女性3名が女性委員であり、目標40%を大きく達していないということ、PTAの会長4名の方が男性ということから、母親の意見もお聞きしたいということで、小学校のPTAには特に先ほどの副会長にということでお願いをいたしました。

また、市教研の方も男性委員が非常に多いということから、他に男性校長も委員としてお願いしておりますので、女性の副会長を委員にお願いしました。

西森委員

そういう意味では非常に積極的な委嘱なんだろうなと感じました。すごく積極的な活動をしていただいたことに感謝しております。

谷教育長職務代理者

他にご質問はよろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

谷教育長職務代理者

他にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第57号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

谷教育長職務代理者

ご異議なしと認めます。よって市教委第57号は原案のとおり決しました。

続きまして、報告事項です。「第465回市議会定例会に提案した予算及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について」事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

教育長の専決を受けまして、9月市議会定例会に提出いたしました教育委員会所管の議案は、9月補正予算議案のほか、予算外議案1件でございます。

お手元には、「平成30年9月市議会定例会提出議案一覧」と「平成30年9月市議会定例会提出議案資料集」を配付させていただいておりますので、ご確認をお願いします。

それでは、順次ご説明申し上げます。説明は、提出議案一覧に沿って申し上げます。

1ページをお願いいたします。まず、予算議案についてでございます。今回は12の事業について予算計上等をお願いしております。

始めに、(1)「学校教職員の働き方改革推進委員会委員報酬」44千円と、(2)「学校業務改善実践研究事業費」44千円の減額につきまして、一括してご説明申し上げます。こちらは、学校における業務改善に関して、外部の学識経験者等から意見をいただくために、当初は「学校業務改善実践研究事業費」におきましてアドバイザーとしての報償費の予算措置をいただいていたものでございますが、本年2月9日付けで文部科学省から教育委員会が取り組むべき方策として、「所管学校の業務

改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針・計画を策定すること。」との通知がありましたことから、教育委員会として高知市立学校教職員の働き方改革に関する計画を策定することとし、また、その計画の策定に当たりまして、外部からの意見をいただくため、新たに附属機関として「高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会」の設置をすることといたしました。

それに伴いまして、委員の報酬に係る予算を事業出しする必要がありますことから、新たに「学校教職員の働き方改革推進委員会委員報酬」として設定するため、予算の補正、組替えをお願いするものでございます。

なお、「高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会」につきましては、後ほど予算外議案の条例制定議案でご説明申し上げますが、今回の補正額につきましては、委員のうち外部委員として予定をしております2名に係る委員報酬額となります。

次に、(3)小学校の「防災機能強化事業費」49,800千円につきましてご説明申し上げます。内容につきましては、大地震の際に、学校の周囲にあります老朽化したブロック塀等の破損、倒壊による近隣住民の皆様方の避難行動の障害を防ぐため、軽量のフェンスなどへ改修するものでございます。

本事業につきましては平成30年度から32年度までに、倒壊の危険性の高い小学校13校の塀から改修する計画でございましたが、6月18日に発生しました大阪府北部を震源とする地震において、ブロック塀等の危険性が指摘されたことを受け、市内59校の緊急安全点検を実施した結果、改修対象校、改修対象の塀などの見直し及び事業の前倒しを行うことといたしました。

具体的には、当初の計画に、小学校10校の塀を加えた合計、小学校23校の改修の必要性の高い塀について、平成31年度中に改修を完了したいと考えております。

今議会では、江陽小学校ほか19校の改修工事に係る設計費と、本年度に改修工事を予定しております江ノ口小学校ほか3校につきまして、施工後のフェンスの安全性を考慮し、基礎部分について補強対策を実施するよう、施工方法の見直しを行ったことなどにより、工事費の増額の補正をお願いするものでございます。

次に、(4)中学校の「防災機能強化事業費」45,200千円につきましてご説明申し上げます。内容につきましては、小学校と同様、学校の周囲にあります老朽化したブロック塀等を軽量のフェンスなどへ改修するものでございます。

本事業につきましても、平成30年度から32年度までに倒壊の危険性の高い中学校の5校の塀から改修する計画でございましたが、緊急安全点検を実施した結果、改修対象校、改修対象の塀などの見直し及び事業の前倒しを行うこととするもので、当初の計画に、中学校4校の塀を加えた合計中学校9校の改修の必要性の高い塀について、平成31年度中に改修を完了したいと考えております。

今議会では、潮江中学校ほか7校の改修工事に係る設計費と、小学校と同様に、本年度に改修予定の愛宕中学校ほか2校の施工方法を見直したことなどにより、工事費の増額の補正をお願いするものでございます。

次に、(5)「学校安全対策事業費」20,000千円につきましては、小・中学校と同様、高知商業高校においてブロック塀の点検を行った結果、災害時の避難所となっている体育館への通路部分、また、プールシャワーコーナーに設置されているブロック塀について、ひび割れなどの損傷が激しいものや、災害時に倒壊等のおそれがあることが判明いたしましたことから、今回、改修工事を行うための補正予算をお願いするものでございます。

次に、(6)「春野文化ホール長寿命化整備事業費」8,000千円につきまして、ご説明申し上げます。本事業につきましては、施設及び設備機器が老朽化している春野文化ホールピアステージ等についての大規模修繕の設計を行うものでございます。

春野文化ホールピアステージは、平成8年から、また、春野郷土資料館及び春野市民図書館は、平成9年から開館をしております、施設及び設備共に老朽化が進んできております。

特に、舞台・空調・消防・照明などの設備機器の多くが交換時期を超えており、部品等が製造中止になっているものなど、修繕では対応できなくなっているため、設備更新を含めた大規模修繕を実施するための設計を行うものでございます。

今後のスケジュールにつきましては、補正予算のご承認をいただきましたら、設計業務に着手し、大規模修繕に係る経費について、平成31年度当初予算に要望してまいりたいと考えております。

なお、施工に伴う休館期間は、毎年11月に開催されております春野町文化祭終了後の平成32年1月頃から9月頃までを現時点での計画としております。

次に、(7)「総合運動場施設整備事業費」10,000千円につきましてご説明申し上げます。高知市総合運動場陸上競技場は、第2種陸上競技場として日本陸上競技連盟の公認を受けておりますが、この公認につきましては5年ごとの検定に合格することが必要であり、今回の公認の更新は平成32年度となっております。

この事業の当初の計画といたしましては、平成31年度に設計業務に着手し、同年度内の工事完成を目指す計画としておりましたが、詳細検討を進めた結果、磨耗によるトラックの改修やコース幅の変更等、大幅な改修が必要となりましたことから、今回、その改修工事を実施するための設計費について補正予算をお願いするものでございます。

なお、今議会におきましてご承認をいただきましたら、来年5月頃までに設計を完了し、その後、10月から改修工事に着手し、公認期限内の平成32年4月30日までに第2種公認の更新を受けたいと考えております。

提出議案一覧の2ページをお開き願います。(8)「長浜小学校及び横浜新町小学校の、給食調理業務委託に係る、債務負担行為の設定」につきまして、ご説明申し上げます。学校給食調理業務の民間委託につきましては、現在、16校・1給食センターで実施しているところでございますが、長浜小学校・横浜新町小学校につきましては、平成23年度から学校給食調理業務の民間委託を実施しております。

本年度末をもって現在の契約が終了しますことから、新たに民間事業者との委託契約を締結するもので、受託事業者に必要な準備期間を確保する必要があることから、本年10月から事業者の募集を開始し、12月には受託事業者を決定したいと考えております。

債務負担行為設定の期間につきましては、平成30年度から35年度までとし、限度額につきましては184,000千円とするものでございます。なお、本年度は、業務の準備作業は行うものの支払いは伴わないため、後年度に歳出の予算化を必要とするのは平成31年度から35年度までの5か年となっております。

次に、提出議案一覧の2ページの中ほどから3ページにかけてございます(9)と(10)の「朝倉小学校及び朝倉第二小学校の給食調理業務委託に係る債務負担行為の設定」につきまして、一括してご説明申し上げます。

朝倉小学校と朝倉第二小学校につきましては、平成28年度からそれぞれ3か年の契約で、学校給食調理業務の民間委託を実施しております。

この2校につきましても、本年度末をもって契約が終了しますことから、新たに民間事業者との委託契約を締結するもので、長浜小学校・横浜新町小学校と同様のスケジュールで受託事業者を決定したいと考えております。

債務負担行為設定の期間につきましては平成30年度から35年度までとし、限度額につきましては、朝倉小学校は95,000千円、朝倉第二小学校は123,000千円とするものでございます。

なお、本議案につきましても本年度は業務の準備作業は行うものの支払いは伴わないため、後年度に歳出の予算化を必要とするのは、平成31年度から35年度までの5か年となっております。

次に、提出議案一覧の3ページの中ほどから4ページにかけてございます(11)と(12)の「秦小学校及び春野東小学校、給食調理業務委託に係る債務負担行為の設定」につきまして、一括してご説明申し上げます。

この2校につきましては今回新たに民間委託を行おうとするもので、平成30年度から33年度まで限度額としましては、秦小学校が67,000千円、春野東小学校が56,000千円の債務負担行為の設定を行うものでございます。

また、今後のスケジュールにつきましては、長浜小学校・横浜新町小学校等と同様の日程で設定をいたしております。

続きまして、予算外議案について申し上げます。予算外議案は条例議案の1件でございます。提出議案一覧4ページの中ほどに、(1)市第106号「高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会条例制定議案」とございます。資料集の1ページと2ページに条例制定議案を載せておりますので、合わせてご覧ください。

内容につきましては、高知市立学校に勤務する教職員を対象とした働き方改革を推進するため、教育委員会の附属機関として、条例を制定するものでございます。

教育委員会では、平成29年度から国の学校現場における業務改善加速事業を受託し、学校における業務改善についての研究を進めているところでございますが、学校における働き方改革に関する文部科学省からの通知におきまして、教育委員会が取り組むべき方策として、所管学校の業務改善に関して時間外の短縮に向けた業務改善方針・計画、削減目標等を策定することが示されております。

このため、高知市立学校教職員の働き方改革に関する計画を策定するに当たり、この推進委員会におきまして、調査及び審議をいただき、本年度中に計画を策定し平成31年度から計画に沿った取組を進めてまいりたいと考えております。

なお、推進委員会につきましては、学識経験者、児童又は生徒の保護者の代表者、学校関係者等により委員8人以内で構成することとしております。

谷教育長職務代理者

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

森田委員

1ページの予算議案の(2)を減らして(1)に持っていくということだと思っておりますが、(2)は今までは効率的に無駄を省いて働く、(1)はダイレクトに時間外を減らすとか、有休を取りやすくするとか、休日出勤を無くすとか、定時で帰ることができる日を増やすなどの目標が明らかになっているようなそんな感じなんですか。

教育政策課教育企画監

まず、予算の考え方から申しますと、前年度までは(2)の事業の中で、アドバイザーとしてお願いしている方への報酬、謝金という形なんですけど、今回は附属機関の委員の委員報酬というものになりますので、(2)の事業から44千円を(1)の委員報酬に振り替える予算上の動きになります。

ただ、業務改善に向けた動きにつきましては、本年2月に文科省から教育委員会が方策として策定することと明言されましたので、教育委員会主体ではなくて、現場の学校とか保護者の方とも協議しながら、より実効性のあるプランを立てていくために、改めて働き方改革推進委員会を設置したという流れになっています。

谷教育長職務代理者

他にご質問はありませんか。

西森委員

「委嘱又は任命」とありますが、「委嘱」と「任命」とはどう違うのでしょうか。

教育政策課教育企画監

「委嘱」というのは、主に外部の教育委員会外の方に、「任命」とは事務局内の職員、学校関係の先生方も「任命」となります。

野並委員

働き方改革推進委員会委員に関するのですが、現場の声とは3番の学校関係者ということでしょうか。

教育政策課教育企画監

いま現在想定しているのが、小学校・中学校の校長先生、教頭先生、本年度、業務改善モデル校が10校ありますので、モデル校の先生方、今現在取り組んでいる学校と、これから取り組もうとしている学校と、現場サイドのお話を聞くといったところです。

西森委員

第5条の3項なんですけど、条文として興味深く拝見していたのですが、これは他の条例でも結構ある条文なのですよねということが1点と、当該身分を失った場合は委員を辞職したものとみなすとあるのですが、身分を失くすという考え方が具体的にどういう場面があり得るのかなと思いを想像していたのですが、(2)で高知市立学校児童又は生徒の保護者の代表者であったけれども、何らかの事情で私立学校に行くようになったとして、市内の子供の親であることには間違いのないだけでも、私立学校に行ったら市立の生徒の保護者じゃなくなってしまったということかなと思ったり、学識経験者とか学校関係者というのは、どこまでいってもそう身分というのはなくならないと思うのですが、例えば、学校関係者で校長会の会長さんとか、あくまで学校の関係者であるから、会長を退かれても教員である以上は身分はお持ちだと、こういう考え方でしょうか。

教育政策課教育企画監

よほどのことがない限りは身分を失ったというケースにはなりません。

西森委員

他の条文でもよくある条文でしょうか。

教育政策課教育企画監

はい。

谷教育長職務代理者

他にご質問はよろしいでしょうか。

委員一同

_____【は _____い】_____

谷教育長職務代理者

それでは、以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後4時05分

署名

教育長職務代理者 _____

4番委員 _____